

平成 25 年 9 月 12 日

一般用医薬品のインターネット販売に関する意見

- 一般用医薬品のインターネット販売について、当会議は、本年 3 月、安全性を適切に確保する仕組みを設けた上で、すべての品目の販売を可能とすることを求める見解を公表した。同年 6 月には、同趣旨の閣議決定がなされ、その際、一般用医薬品への転換直後の品目等 25 品目（のちに 28 品目）については、インターネット販売か対面販売かを問わず、医療用に準じた慎重な販売や使用がなされるよう、専門家による検討を行うこととされた。
- 当会議が行った厚生労働省からの事情聴取の内容や、専門家会合におけるこれまでの議論の経過を見る限り、薬剤師と購入者の対面による密着したやりとりが求められるなどの理由で、28 品目についてインターネット販売が制約される方向で議論が進められる懸念がある。インターネット販売と対面販売とに不合理な差を設けることは、上記閣議決定の趣旨に反するものである。
- 安全性の確保を前提に、インターネットを活用して国民の選択肢の拡大と利便性の向上を図るため、専門家会合等において、閣議決定の趣旨を徹底させるとともに、以下の点について、改めて政府に対し適切な対応を要請する。
 - 1 インターネット販売と対面販売とに不合理な差を設けることなく、閣議決定の趣旨に沿った結論を得ること。また、インターネット販売に過剰な規制を設け、国民の利便性が損なわれることがないように、十分留意すること。
 - 2 28 品目の取扱いに係る今後の審議及び取りまとめに当たっては、6 月の閣議決定内容に従い、インターネット販売と対面販売とに合理的根拠のない差を設けないこと。それぞれの販売形態の特性を踏まえた合理的かつ客観的な検討を行った上で、双方に安全性確保の仕組みを設けること。
 - 3 取りまとめに当たっては、先の最高裁判決（平成 25 年 1 月 11 日）の指摘を踏まえ、正当な理由なく憲法第 22 条 1 項の職業選択の自由や職業活動の自由を制限することにならないよう、十分配慮すること。

以上